

令和3年第10回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月7日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
東庁舎4階 議場
3. 議 題 (1) 陳情第4号 公文書の「作成・管理・公開」の適正化を求める陳情
(2) 議案第1号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(3) 議案第2号 白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定について
(4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
(5) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・影山 廣 輔 副 委 員 長
岩田 典之 委 員・石井 恵子 委 員
平田 新子 委 員・広沢 修司 委 員
5. 欠席委員 田中和八 委 員
6. 説明のための出席者
市執行部
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 中村 幸生
企画財政部長 津々木 哲也
総務課長 高山 博亘
秘書課長 齊藤 祐二
危機管理課長 山本 敏行
企画政策課長 池内 一成
財政課長 板橋 章
建築宅地課長 藤川 敦史
参考人 藤森 義韶
徳本 悟
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 石井 治夫
主 査 今井 好美

主 事 小 原 陽 子

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。

本日の予定は、陳情審査の後、議案の審査ということになっております。また、今日は傍聴者の方、多く来ていただいております。密になるといふうに感じましたら、隣の中委員会室も開放して映像等も一緒に見られるようになっておりますので、皆さんで適宜、判断していただきたいと思います。

それでは、早速会議に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクの音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願い申し上げます。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、休憩中に換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 陳情第4号 公文書の「作成・管理・公開」の適正化を求める陳情

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第4号 公文書の「作成・管理・公開」の適正化を求める陳情を議題といたします。

陳情第4号の参考人として、2人の陳情者にお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

藤森義韶さん。

○藤森義韶参考人 藤森です。よろしくお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 徳本悟さん。

○徳本 悟参考人 徳本です。よろしくお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 初めに、参考人より、陳情の要旨及び事項について説明を求めます。説明時間は

15分です。

なお、陳情者からの参考資料については、委員に既に配付済みのため、説明は不要です。

それでは、参考人の方からの説明をお願いいたします。藤森参考人。

○藤森義韶参考人 陳情要旨。行政法の第一人者である前東京大学院教授（現最高裁判事）の宇賀克也氏は、情報公開法と文書管理は車の両輪と言われ、市町村においても、公文書管理法にのっとりた条例の制定を強く推奨しています。

白井市では、情報公開条例、市民参加条例、行政手続条例、文書管理規程、第5次総合計画の基本構想、行政経営指針、情報提供施策の推進に関する基本方針、人材育成基本方針などで、文書管理や情報公開に関する方針等を定め、情報公開及び市民との情報共有の重要性を強調しています。また、平成21年に公文書等の管理に関する法律が制定されたのを受け、同法に基づく公文書管理条例の制定を求める陳情が、平成26年の第2回定例会において審議され、採択されています。

陳情者は、これまでも、以下に列記した様々な課題で公文書の公開請求を行ってきましたが、公文書の管理と情報公開の両方において、障害となる問題に直面することが度々ありました。北総鉄道への専決処分による補助金の違法な支出問題、学校給食の共同調理場の老朽化問題、市県民税の大量誤賦課問題、固定資産税の適正な課税努力を怠っている問題、そして、新型コロナ対応の臨時交付金の不適正使用（公園看板の建替え）問題、等々です。特に重大だと感じていることは、市が自ら定めた条例や計画及び方針であっても、少なくない職員が理解はもとより、読んでさえいないこと、中には条例で定められていることでも履行されていないとか、会議録等も改ざん、隠蔽されるなどの悲しい現実でした。

今年の公園看板事業に関しては、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程…を合理的に跡付け、又は検証することができる文書」（公文書管理法第4条）の公開を求め、意思決定等の経緯等の検証を試みたものの、本来なら、一度で済む請求が繰り返し、何度も請求せざるを得なくなり、それでも検証に十分な情報は得られませんでした。つきまして、公文書の持つ意義と重要性を踏まえ、その作成と管理及び公開等に関してしっかり改善するよう、白井市長並びに関係機関に要請してください。

陳情事項、1、情報の公開に関わる事項に関し、白井市が自ら定めた例規及び計画や方針等において定めていることで、きちんと履行されていないことがあるので、直ちに履行（1年以内）をするように、白井市長をはじめとする関係各機関に対して強く要請してください。なお、履行していただきたい具体的な事項については、別記の陳情要旨において例示しています。

2、白井市長に対し、（仮称）白井市公文書管理条例制定までの間、現在の文書管理規程を文書管理規則に改編し（おおむね2年以内）、公文書等の管理に関する法律の第34条で、地方公共団体の努力義務と定められている「法律の趣旨にのっとりた事項」を、きちんと盛り込むよう要請してください。なお、必ず盛り込んでいただきたい事項は別記の陳情趣旨で、上記法律の条項と内容を例示して

います。

次の以下については、これを補足する文書を徳本さんのほうから説明します。

○徳本 悟参考人 徳本です。補足させていただきます。また、一部、訂正もお願いしたいと思えます。

まず、お断りなんですけども、陳情事項に関する具体的な内容の例示というのが、今、藤森のほうから読み上げた以降に別記してあるわけなんですけども、これは陳情事項そのものではありません。参考です。

それから、陳情事項1に関する具体的な内容の例示の中で、(1)、(2)、いわゆる情報検索目録等というのと、(2)のファイル基準表、これは同じものだそうです。昨日、担当者のほうから確認しました。

それでは、基本的な趣旨について、申し上げたいと思えます。

まず、公文書の大切さというのは、委員の皆様方も共有できていることだと思うんですけども、私はとりわけ、基本となることで大事だと思うのは、公文書管理法のほうで、第1条で定めている健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源、つまり財産だということです。要するに、これは何を言っているかということ、これは公文書管理がきちんとされなければ、健全な民主主義が機能しなくなるということを言っているわけです。そして、ぜひ職員の方も改めて読んでみていただきたいと思っているんですけども、これは国民共有の知的資源だということで、職員のものではないんです。改めて説明するまでもないんですけども、職員の使用は主権者である市民なわけです。そして、職員が使っている情報だとか、パソコンだとか、その他の機器は全部市民のものなわけです。そういう前提で仕事をされているのかどうなのか、それが一番基本だと思っています。

その他、目的の条項の中で、国民主権の理念にのっとりとかがいろいろ書いてあるわけなんですけども、これは本当に大事なことが全て書かれていると。しかし、白井市の文書管理に関する定め、規程の中には、こういう考え方、基本的な理解について、一切書かれていないと、そういう欠陥があると私は思っています。

2番目に、今のことは確認できると思うんですけども、2番目に、公文書管理についての全国的などうか、現在の常識、定説、知見というのは、一番確認、異議がないと思われるのは、宇賀先生の公文書管理法の逐条解説、これは非常に権威あるものとして考えられているわけなんですけども、大変それなりに長いものですから、それを要約したような形で市町村アカデミー、いわゆる市町村の中央研修所、これは全国市長会だとか、全国市議会議長会などが設立をして、千葉県の幕張のほうにあるんですけども、そこで、首長さんや議員さん、職員に対して、大変幅広く各分野ごとのかなり詳細な研修を1年中行っているところなんですけども、そこで、大学の先生が講演された内容、これを補足の資料としてつけました。その内容は、したがって、そういう研修所でやる内容ですから、一般的には偏りがなく、教科書的な常識、定説が基本になっていると思えます。私もここで研修講師を務めたこと

ありますけども、相当気使うわけです。あまり自分の意見を言わないようにということを含めて、そういう意味では、ここに書かれているので大分要約されていると。

お読みいただいているということなので、本当にポイントだけに絞りますけども、1枚目公文書管理のあり方の、冒頭はいろいろ不適切な公文書管理の事例を書いた上で、こういうことは行政活動に対する信頼性を損ねるといことです。それから、次のページの、33ページの左側の真ん中ぐらい、法の趣旨にのっとっているか、既存の文書管理規則、規程等を再確認する必要があります。これは、そういうふうに、ここで書かれています。そして、1枚めくっていただいて、34ページのほうです。いわゆる、条例であれ、規程であれ、規則であれ、これの遵守義務は職員にあるんだというのは、地方公務員法で定められているから、そのとおりにやらなきゃいけないと。白井市の条例や規則、規程であつてもそうだという理解をなささいということなんです。

それで、私がすごく心配になったのは、この委員会で、公文書管理条例の制定問題で、今年に入って3回ほど御検討いただいているんですけども、その中で、文書管理を担当している総務課長さんでしたか、現状で問題ないという話があつて、それは講義の中でも書いてありますけど、35ページの左側の少し上です。問題があるかないかという判断は行政側がやるんじゃないで、市民がやるものです、住民ですと。役所に問題がないということではないということに注意する必要があるということをおっしゃっているわけです。

そして、もう一枚、めくっていただいて、36ページの左側の下のほう、線をそれぞれ入れていますが、作成された文書を担当者以外の者、行政職員、住民が容易に探せるようにすることが重要だと。いわゆる管理の状態です。まとめ的に、終わりにという次のページで、公文書管理法の趣旨にのっとるように見直さなければならない条文だと。そして、文書管理規則規定の遵守状況を調査してそれが実務と乖離していないか確認する必要があります。こういうことを基本的な公文書管理に対する考え方として、講義をされているわけです。

今回の陳情は、これをベースにしてというか、この要約として、1項目と2項目の陳情を出しているということで、御理解いただけたらありがたいと思います。説明時間が15分ということで、かなり制限されていますので、そろそろ終わりにしたいと思うんですけども、本当はもう少し分かりやすくするために、パワーポイントを使って、スライド上映しながら、見ていただきながら説明したいと思つたんですけど、プロジェクターだとかパソコンは貸せないという話で、なので、今回、口頭になつてしまっているということを、できれば、今後は、そういうものも使えるようにしていただけたら、ありがたいと思います。

限られた時間ですので、以上でやめますけれども、ぜひ委員の皆さん方からは、ぜひ私どもにもいろいろ質問していただいて、内容がさらに深まった共通認識の上で、結論いただくようお願いしたいと思つています。

以上です。

○伊藤 仁委員長 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。参考人の方に申し上げます。発言に当たっては、挙手をして、委員長の指名を受けてから発言してください。

それでは、質疑を行います。質疑はございますか。平田委員。

○平田新子委員 今回も勉強させていただこうと思ってここに座っております。

それで、まず、基本的な認識として確認しておきたいんですけど、執行部にお尋ねします。

条例、規則、規程、要綱とさまざまなパターンがあり、条例というのは、議決して変更したりとかいう手続が必要なんですということで、白井市は条例にはしていないわけです。規則と規程の違いというのが微妙に確認したいと思いますので、その違いというのを説明いただきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

規則と訓令の違いということでのお尋ねでしたので、まず、規則につきましては、地方公共団体の長が、地方自治法の第15条第1項の規定に基づきまして、国の法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務について制定する法規をいいます。一方、訓令は、地方公共団体の長が、地方自治法第154条の規定に基づき、補助機関であります職員に対して、内部的な事務運営等について、指揮命令をするために発する命令をいいます。

そういった意味におきましては、まず、共通する部分につきましては、双方、規則も訓令も法令に反しない限りにおいて、かつ、市長の権限に属する事項について制定することができます。議会の関与なく制定することができます。

一方で、違い、相違のほうですけど、規則は一部、市民を拘束する部分、法規的な意味があります。一方、訓令については、上級機関が下級機関に対する命令ということの位置づけになりますので、市の場合ですと、市長が補助機関である職員に対して発する命令になりますので、市民を拘束する、いわゆる法規ではないというところの違いがございます。以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 すぐ忘れてしまうので何なんですけど、全国で、訓令、いわゆる規程のことだと思うんですけども、全国の7割の自治体が訓令、規程で公文書管理をしているというお話を聞いたのですが、間違いではないでしょうか。その辺のパーセンテージとか、確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

恐らく文書管理の方法をどういった例規で、いわゆる規則で行っているのか、訓令で行っているのかというお尋ねかと思います。今現在、千葉県内ですけれども、千葉県内の文書管理の例規の制定状況についてお話ししますと、千葉県を含みます、37市、全部で38の地方公共団体のうち、文書管理を条例で定めている市が1市ございます。それから、先ほどお話がありました、規則で文書管理を定め

ている市が10市ございます。最後になります、訓令で定めている市が全部で27市ございます。先ほどのお話ですと、訓令で制定している市につきましては、全部で7割強の団体が訓令で文書管理を規定しているという状況でございます。以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 いろいろありますけども、一番大事なことを確認しておきたいと思います。

これは執行部に確認をしたいんですけども、公文書の作成、管理、公開の適正化ということで、この陳情趣旨の下のほうに、非常に一番大事なこと、重大なことが書いてあるわけですけども、会議録等も改ざん、隠蔽されるなどと、この会議録の改ざん、あるいは隠蔽、そういうことがあったかどうか、その事実関係を、まず確認しておきたいんですけども、こういう改ざん、隠蔽というのはあったんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今回の陳情書における、ここで記載されています、会議録等の改ざん、隠蔽については、どういったことを指すのかよく分かりませんので、この事実確認については、お答えすることができないかと思えます。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしたら参考人のほうに聞きたいんですけども、ここには、陳情要旨の中に、非常に重大といたしますか、これだけ見たら、え、こんなことを白井市の行政がそういう、国のほうでは、モリカケ問題とかいろいろあって、いろいろ問題になりましたけども、白井市でも、こういう会議録の改ざん、隠蔽、そのように、ここには記されているわけですけども、参考人の方、ここにこういう書いた根拠というか、具体的にどういうことがあったかというのは説明できるでしょうか。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 会議録の改ざんについては、一番はっきりしているのは、学校給食の共同調理場に関する運営委員会という名前だったでしょうか。いずれにせよ、調理場の運営に関する検討をするところで、最初に老朽化対策の話がされていたんですけども、それは、私自身は傍聴していなくて、藤森だとか何人かの方が傍聴していたんですけども、全然話が内容と違うということで、すぐ担当のほうに行かれて、それで私も、それで、そういうことがあっては困るので、録音されているでしょうから、それを示してくださいという消しましたと。

大体、会議録でいろいろと、録音データも文章の、公文書の一つであるのは明確だと思うんですけども、一番分かりやすい例で言えば、いわゆる行政系、戦略会議です。戦略会議の会議録というか、インターネットでも公表されていますけど、本当に僅か数行ですよ。そんなことはないと思うので、その検討の会議録というと不存在ということで、全部、回答が来ます。前は、戦略会議になる前の政策会議のときは、調整会議というのがその前段であって、付議するに値する事案かどうかというのを

検討されて、その会議録というのは、かなり詳細に作られていたんですけども、今は調整会議そのものもないと。その代わりに、各どこかが出したいと思ったら、部内会議を開いて、その部内会議で審議、検討した上で、戦略会議に付議すると規定上、書いてあるんですけど、その部内会議ではどういう事前の検討がされたのかというのを聞くと不存在と。録音データがないだけじゃなくて、そこで何が話され、何が決まったかというのは何もないということで本当に、よく国のほうでも、自衛隊の日報だとか、いろいろなことでないない、ないと言っていたのが後から出てくるというのがありましたけども、そういう印象を持っています。

一番大きな改ざんと思ったのは、庁内検討委員会で、給食の共同調理場ですけど、検討委員会で、私ども改修が経費的にも非常に有利だということを提案していたんですけども、改修も、文部科学省が定めている安全衛生の基準、これをクリアしているという結論を、庁内検討委員会で出していたにもかかわらず、PTAの説明だとか、広報しろいでは、改修案はクリアしていないと勝手にねじ曲げて、自分たちで検討して確認していることを、実際、市民に公表する段階になると、全くうその内容で出すみたいなことが行われて、これはひどいなと、そういう例を挙げたらたくさんあるんですけども、特にひどいと思ったのはそういうことです。以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 執行部に確認をしたいんですけど、今、参考人が言われたような、データを消したとか、あるいは、うその内容を報告したということは総務といたしますか、執行部のほうでは、そういう事実というのは確認していますでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 今、参考人のほうからお話のありました、一部、例えば会議録が作成されていないということにつきましては、不存在ということの扱いになろうかと思いますので、それは、そもそもの会議録なりを作っていないということの不存在になりますので、そういう意味では改ざんということではないと認識をしております。以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう一回、執行部に確認をしたいんですが、そうすると、録音データはいろいろな会議で、議事録作成のためなのか、何らかの間違いがないように、録音を録ると思うんですけども、この録音データというのは、これは公文書に当たるんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

事務をするに当たりまして、例えば、もちろん議会もそうですし、あるいは外部会議、附属機関の会議ですとか、そういったものを一言一句記録しておく必要のある会議につきましては、今、お話のありました録音データを録りまして、今はほとんど、外部会議については外部に発注をいたしまして、文字起こしをしていただいた上で議事録を作成している状況でございますので、そういった会議にお

いては、音声データは使っております。録音をすることはしております。

ただ、内部会議の全てにおいて、会議録を作成するための音声データを記録しているかどうかは、その全てにおいて録っているかは承知をしておりますけれども、音声データ、記録データについては、いわゆる公文書、それを文字化したものについては公文書にももちろん該当しますけれども、音声データそのものは、いわゆる公文書というものには該当しないのではないかと考えております。以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 執行部のほうの見解は、録音データ、音声データは公文書には該当しないと、そういう見解だと思いますけれども、録音データというのは、保存期間というのは特には決められていない、要するに公文書でないという見解ですから、録音データというのは、特に保存期間というのはないと。会議録を作成したらすぐ消してもいいと、そういうことなんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

先ほど、お話しいたしました録音データは、あくまでも会議録なり、そういったものを作成するために使っておりますので、具体的に、そのデータをどれだけ保存するべきといった期間等の定めは、現在のところございません。以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう一回だけ確認します。そうすると、会議録を作成するため、間違いないようにです、録音したデータというのは公文書に当たらないので、特に保存期間の決めもないから、会議録ができたなら、それは消去すると。消去しても構わないし、それはデータがなくなっても、それは不存在で仕方がないと、こういうことでよろしいわけですね。執行部のほうの見解を。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

データ保存についてのルールは今のところございませんので、保存期間等の定めは、現在、持っておりません。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 陳情者のほうにお尋ねします。

今まで執行部とそれぞれ、御答弁いただいておりますが、まずは、近々の今の録音データについてですけれども、今の執行部の答えを聞きまして、陳情者は、磁氣的記録についても、公開の対象となる公文書ですと書いてあります。この辺について、もう少し詳しく見解を述べていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 今の件について、私どもの見解を述べさせていただきます。

白井市の文書管理規程の中に定義というのが、第1条の2というのがありまして、この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるということで、(1)文書というのがあるんです。これは紙に記されたもの及び電磁的記録、括弧、電子的方式、電磁的方式、その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録、以下同じをいうと。つまり、紙と録音データとかそういうのを含めて文書と呼ぶんですということを自ら定めた文書管理規程で、定めているわけです。ですから、公文書じゃなくなるということには、会議録を作ればなくなるということには、私はしてはならないのではないかと思います。

とりわけ行政経営戦略会議などは、大変重要な意思決定をしているわけで、そして、そこで決めたこと、意思決定したことは職員に周知するように、担当の事務局である企画のほうには、そういう責務が課されているわけです。したがって、何が審議され、何がどう決まったのかということは、通常は録音すると。万が一録音していなくても、筆記の担当者を置かないと、何が決まったかということは周知できないわけです、全庁に。

ですから、仮に録音はやらないで、担当書記だけを置いて、筆記したメモであったにしても、それは個人のメモじゃないんです。もう完全に公用のものでありますから、組織的に利用するためのものですから、それ自身が、今度はメモも含めて、いわゆる公文書になって公開の対象になるべきなわけです。しかし、それは一切ないということで、不存在ということで回答してくるわけです、総務課のほうは、それはもう全くおかしいんじゃないかと思います。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 同じく、これは陳情者にお尋ねします。

今度は別の話になりますが、今回は公文書の作成、管理、公開の適正化を求める陳情という内容であります。ただ、陳情要旨の頭に、条例の制定を強く推奨していますというふうにも書かれています。そこで、これまで市のほうでは条例化がなされていない状況ではありますが、条例化というそのものについて、何か見解がありましたら、お答えいただけますか。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 条例制定をお願いする陳情は、今日と同じ、藤森と私の2人で出させていただいたわけなんですけども、公文書管理法ができて、日本もいわゆる公文書管理においては、先進国どころか、後進国みたいな状態だったわけです。それが今回の資料で、追加でお配りした、一番最後のページを見ていただければ分かりますとおり、アメリカとかイギリスとか、フランスとか、ドイツとか、ヨーロッパの諸国だけではなくて、お隣の韓国に比べても、数分の1しか保存していないし、職員もないという散々たる状況だったわけです。アメリカなんかの歴史は御案内のとおり、非常に短いわけですけども、全然比較にならないと。

これでは先進国ととても言えないという恥ずかしい思いを政府のほうもしてきて、公文書管理法というのができたわけです。当然、これは政府が必要であれば、地方の政府である自治体にとっても必

要なわけですが、しかし、事務処理、文書管理については自治事務だということで、法律のほうで一律にこうなさいと規定するのは少し遠慮しようということで、努力義務にとどめたというのが実情だと思います。

そういう中で、この議会では陳情を採択いただいて、条例化を目指すということだったんですけども、最終的には7年間、行政のほうはどうしたのか、私から見ると、放置してきたと。議会で決めている、決めていただいたにもかかわらず、放置してきたと。その当時、伝え聞くところによると、新庁舎の問題があって、新しいファイリングシステムを導入するので、もう少し待つてほしいみたいなニュアンスのことを私なんかは耳にしていました。でも、新庁舎ができてから、また何年もたっているんです。それでも一切動かない。

もし条例化がなかなか難しいということであれば、規則にいわゆる管理法で定めた基本的な事項というのがいろいろあるわけですけども、基本的な事項を規則に、もしくは今の規定でもいいですから、そこに盛り込むべきだと私は思うんですけど、そういう努力義務の跡が一切見られない。どういう努力をしてきたんですかと私は思っています。したがって、今回、陳情を出ささせていただいたと。せめて自分たちで決めたことは守ってやってくださいと。そして、努力義務になっていることは最低、盛り込むようにしてくださいと。そうじゃないと信頼できませんと。公文書管理ができていなければ、情報公開が幾ら立派なことを言っても、その情報公開の公開の対象になる公文書がガタガタだったら、全然意味をなさないと。

したがって、宇賀先生なんか情報公開と公文書管理は車の両輪だと。むしろ公文書管理が情報公開の前提なんだと。その前提ができていなければ、情報公開でいくら声高に言っても、ほとんど意味をなさないということを、繰り返しいろいろなところで講演されたり、本なんかにも書いていただいているわけで、これは御案内かどうか分かりませんが、今の自民党の総務会長は福田さんですか。今回、大臣から降りたけども小泉さん、福田さんとか小泉さんたちが自民党の中で提言というのをを出しているんです。その中で使っている言葉が、太陽の光こそ最善の治療薬であると。つまり、白日の下にさらすということが国民の信頼を得る、本当の要なんだと。これは与党も野党もないということをおざわざ書いた提言を出しているんです。なぜそんなのを出したかといったら、安倍政権のときに、もう本当でたらめし放題だったでしょう。誰だってこんなうそだと分かりきったようなことがどんどん出てきたと。これは、自民党の中でもとても耐え切れないということで、そういう提言を出したんです。

そのぐらい公文書管理の問題は本当に重要だと思いますので、条例がすぐにはできないという場合でも規程の見直し、これは絶対やるべきだし、やってほしいと思っている次第です。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 まさに今、陳情者がおっしゃられたことは、陳情事項2の部分に深く関わる内容です。それで、ファイリングシステムをこれからやるからというふうに、住民のほうにはお答えし

ていたという話もあったんですが、平成26年度、公文書管理条例の制定を求める陳情が採択されて以降、当然、執行部も知っていたわけですが、その間は一体、その動きというのは、これは執行部に聞きたいんですけども、どういう動きをしていたのか、具体的にお尋ねしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。

陳情を受けての市の対応ということであろうと思いますけれども、現在、市としては、公文書管理法が平成21年に制定されて以降、先ほどお話がありました、文書管理のそもそもの方法を、従前の簿冊方式からファイリング方式に見直しを行った経緯がございます。例えば、そういったことでの文書管理の方法がそもそも変わったと、過渡期にあったということと、あと、今現在、抱えています問題としては、国が進めますデジタル社会の実現に向けた取組を今、国が行っております。

先ほどありました、例えば、音声データをどうするかとか、テキストデータをどうするかといったデジタル情報の管理についても、これから議論を進めていかなければなりませんので、公文書管理条例を制定するに当たって、様々なそういった課題がありますので、今現状、そういった課題に対して、調査研究等をこれまで行ってきたところでございます。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今、いろいろ何か理由をおっしゃいましたけれども、デジタル化云々が条例化できない理由というのは、具体的にはどういうことですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 答えいたします。

先ほどもお話ししました文書管理の方法につきましては、そもそも国が今、進めようとしているデジタル化によって、デジタル情報というのがもちろん出てくるわけでございまして、そういった情報を市として、どういった方法で、どういった管理の仕方をしていけばいいかというのも、これから検討していかなければいけないこととなりますので、そういった課題が今現在、あるということがございます。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 度々、陳情者の方に申し訳ありません。今の執行部側の御意見、これを聞いた感想というのはいかがでしょうか。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 最初は、新庁舎のとき、ファイリングシステムを導入するからということで、少し待ってくれみたいな印象で、新庁舎ができて、もう数年たつわけですけど今度はデジタル化だと。デジタル化が決まらないことには何も動けないんだとおっしゃっている感じです。やれることはいくらでもあると思うんです。だって、ここにも書きましたけど、情報公開条例の第17条を読み上げます。

第17条は情報の検索目録等の作成というタイトルになっていて、実施期間は情報の検索に必要な目

録等を作成し、一般の利用に供するものとするを書いてあるわけです。この目録は見たことありますか、委員の皆さん。お手元にタブレットがあるようですが、この目録を検索してください。一般の利用に供するような状態にはなっていないです。情報公開コーナーにもないし、ホームページにもないし、図書館にもないと。つまり、条例で定めたことだってやれてないんです。

それで今回、陳情が出たから慌てたかどうか知りませんが、この後、数日後ですか、昨日伺ったところによると、情報公開コーナーにパソコンを置いて、検索できるようにしたと。今まで何やっていたんですかということです。この条例の規定があつたにも関わらず、これで現状に問題がないと総務課長は、前の委員会でもおっしゃっていましたが、よくそういうことが言えますねという感じです。

○伊藤 仁委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 補足しますけども、先ほどからの説明の中でも示されたように、文書を作成する時点からおかしいんです。なぜかと言いますと、市の一番重要な政策会議の方針が論議された中身についても、議員にも、職員にも明らかにならない。それは文書化されていないからです。そういう基本が、まず、できていない。それから2つ目は、議会で我々が請願して、議会でこう制定しなさいということを、選定してほしいということを要望したんです。いまだ、それが何ら手を打たれていない。これが白井市の文書管理の実情じゃないでしょうか。そういうことについて言えば、議員の皆さん方、十分チェックをして、今後、議会の機能を果たしていただきたい。この辺について、それだけ申し上げます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。質疑ないようでしたら、影山副委員長。いいですよ。

○影山廣輔副委員長 これは執行部のほうにお尋ねしたいと思います。

陳情の中で、私が個人的に気になっているのは、陳情1に関する具体的な内容、例示の中で、例えば、永久保存としている公文書については、その一覧表を作成し、市のホームページ、情報公開コーナー、図書館の3か所に公開しておくこととあって、その下にいろいろ例示があるんです。市庁舎や市民会館、図書館等の公共施設の建設や改修問題、市町村合併問題、米軍艦載機離着陸計画問題、大量町議の選挙違反事件、梨ブランデー問題等々、いろいろ書かれていますが、永久保存として扱われている文書というのは、今現在、どういった内容がどれだけあるのか、例示いただけますか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

今現在、手元にどういった永久保存文書があるかどうか、資料としてございませんけれども、かつての簿冊台帳で管理していたことからファイリングシステムに切替えた際に、保存年限を合わせて見直しをしております。今現在は、最長でも30年間、保存期間、それを過ぎますと、その後の文書情報をどうするかというのを決めていくこととなりますので、かつて永年保存であった文書が、今どうい

う扱いになっているかが今、手元にございませんで、お答えすることはできません。申し訳ございません。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 取りあえず、具体的な内容とか量とかがどうではなく、永久という扱いになった事例はあるか、ないかだけでもお答えできませんか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。

基本的にはファイリングシステム、以前の管理の状況では永年保存という保存期間を定めた文書がございましたので、永年保存文書についてはございますけれども、先ほどもお話ししました、その後、ファイリングシステムに文書管理の方法を変えてございますので、基本的には、その後には最長でも30年間は保存期間という位置づけになっています。以上でございます。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 ここから先は聞くのが怖いんですけども、今の御答弁の言い回しですと、台帳方式のときにやられた永年と付けられたものを、規定が30年になったから捨てられたものというのあったりするんですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 先ほど来、お話をしているように、手元に永年保存文書の一覧がございませんので、この場で拙速にお答えすることはできませんけれども、永年保存文書として扱っている文書自身はあるかと思えます。以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今のお話を伺った上で、陳情者はこれをちゃんと保存しておくこと、それも公開もちゃんとできるようにしておくことと求めているわけですけども、今のお答えを聞いて、どういう思いをされたのか、あるいは、永年保存等についての所感について、より詳しくお尋ねしたいと思います。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 ちょっとこの問題は難しい問題かと思っています。いわゆる歴史的に、本当に永久に保存していくべき、いわゆる文書なのかどうなのかというのを職員レベルで、きちっと正確に判断するというのはかなり難しく、いわゆる公文書館だとか、いろいろな規定が国の場合はありますけれども、市町村が単独で公文書館を持って、そういう判断を知見のある専門家にある程度委ねるだとか、そういうことになるとかなり大変なので、取りあえず規程だとか規則に盛り込むことについてはハードルが、今までの白井市がやってきた公文書管理の現状からすると、ハードルが高すぎるかと思って、例示の中でも外しているわけです。

ですから、せめて、このくらいはやってほしいということで、今回の陳情を出ささせていただいてい

ますし、そこをぜひ御理解いただいて、できれば、希望としては陳情を出したほうとすると、全会一致で、この陳情を採択いただいて、市のほうに少しねじをきちっとまいてもらおうということをしていただけたらありがたいと思っています。

○伊藤 仁委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 永久保存の件、ここに掲げている項目が幾つかありますけれども、この内容について、これから市のほうでもしやろうとするのであれば、その内容と、どういう文書の起きた内容はどういうことであったのか、それが市にとって重要なかどうか、そこを論議していただかないことには、ただ単にこれを永久保存するというだけで論議してもらい、決めていただくのは非常に、私としてはまずいなと。町内で、あるいは議会も一緒になって、この問題がこれまで白井市にとってどれほど、どういう影響をこの問題が及ぼしたのか。市民の間、それから行政の間、そういうことを検討した上で、永久保存にするか、しないか、そういうことも含めて論議していただきたい。

それから、今後についても、単にそれは一部署だけじゃ困るんです。一部署だけの問題では。行政機関全体で論議していただきたい、そういうふうに思います。以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

あるようでしたら休憩を取りたいと思いますが。あるようであったら休憩を取りたいと思います。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○伊藤 仁委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 参考人のほうに確認したいと思いますが、さっきの続きになりますけれども、録音データ、音声データ、これは執行部側のほうは公文書ではないという認識でした。参考人のほうにお伺いしたいんですが、録音データは、私は電磁的記録であると理解していますが、参考人のほうで音声データ、録音データが公文書に当たるという何かその根拠法とか、何かそういうものはもしあれば説明願いたいと思うんですが。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 結論的には争いがあるケースもあるようです。情報公開請求をして、録音データがないとか、出せないとか、いろいろそれがいわゆる審査請求と言うんですか、要するに異議があるということで申立てがあつて、それに対する判断では、大体私が理解している限りでは、そういう裁定の結果もいわゆる音声データ、電磁的記録も公文書に該当するということが多いと考えています。

ただ、場合によってはその会議録が、いわゆる要旨を書いたものではなくて逐語録と言うんですか、議会の発言などとほとんど同様に全部基本的に書いたものが作られた場合は、録音データも必ずセットで保存しなければならないということになるのかどうなのかは、ちょっと私も確信を持っては言えません。

○伊藤 仁委員長 藤森参考人。

○藤森義韶参考人 補足しますと、この電磁データが、録音データが必要であるか必要でないか。私は行政側もこれは必要だというふうに思うのが本当は通常だと思うんです。つまり、なぜこれまでの例を言いますと。〔「そういう質問してないです」と言う者あり〕出してくれと言っててね、電磁で出てこない。

○伊藤 仁委員長 参考人に申し上げます。公文書かどうかという判断の質疑ですので。

○藤森義韶参考人 そういった意味から言えば、いわゆる私が言っているのはそこと関連あるんです。つまり行政側が必要だと我々は思うし、当然そのことは残しておくべき。後でチェックするのに、文章上の誤りがあるかないか、その判断するときにも必要だと思うんですよ。だから、これまでなかったのは必要ないという感じ、おっしゃるのは、自分の立場から見て必要ないという感じてるだけじゃないですか。むしろ我々としては、積極的にこの電磁データ、録音データは残して、いろんな形でやっぱりこれは後で検証できる唯一のデータだと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 必要であるのはもう同感なんです。私が確認したいのは公文書かどうかという確認だったんですけども、ちょっと引き続きもう少し質疑させてもらいますけども、ここに陳情事項1のほうに、市長をはじめとする関係各機関、この関係各機関というのはどういうことを指しているのか、説明を願いたいんですけども。

○伊藤 仁委員長 徳本参考人。

○徳本 悟参考人 近年というか、かなり前からいわゆる指定管理者に運営を任せるというケースが多くなっているかと思いますが、そういう指定管理者がいわゆる事務で受理したり、そしてまた、発行したりした文書も私は対象にすべきだと思っています。学者の大体多くの見解も、地方の場合で、対象にすべきではないかと。白井市の場合、その指定管理者が作成している文書、どういう扱いで公開の対象に考えてくださっているのか、もしくはいずれにせよ指定管理者からのいろんな報告書などは、市が受けているわけですので、それ自身は公開の対象になるんじゃないかと思いますが、かなり広くいわゆる行政活動に関わるものは、全部主権者である市民が見ることができる、自由にアクセスすることができる。そのことが基本になるというのが情報公開法の目的で書かれている民主主義の根幹だと言われているゆえんだと思っています。広く解釈すべきだと思います。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 先ほど陳情者のほうから目録という話が出ていましたね、検索目録。まさか目録は作ってないとは思わないんですけれども、ただ、実際私も市のホームページで、ホームページに入ってそこからいろいろ検索できるわけですね、市の情報が。それで公文書、目録と打ってみたんですけど、それらしいのが出てこない、ホームページは出てこないんです、それは間違いありません。

そこで執行部にお尋ねしたいんですけれども、この目録の作り方と、あと公表について現状どういふふうになっているのか、確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今お話の目録の話ですけれども、白井市の情報公開条例の第17条に規定がございます。実施機関は情報の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとするというところのこの目録が、今お話に挙がっているところかと思えます。ファイリングシステムに変更した後、この目録等については、現在のファイル基準表というものがこの目録等に当たるものということになります。

先ほど参考人のほうからお話がありましたが、現在このファイル基準表について今作成中でございまして、近日中に公表できる状況にしておりますので、現時点では公表に至ってはございません。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 あともう1点執行部にお尋ねしたいと思います。今度は別の項目、別の話です。

この陳情の中で例えば一番最後です。研修の条項というのが書かれておりまして、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技術を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行う云々とありますが、この情報管理、情報公開に関してのその職員の研修というのは、現状今どうなっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。この公文書、文書管理の部分につきましては、この文書管理規程上、文書主任というものを各課に置くことになってございます。毎年度、この文書管理が適正に行われますように、この文書主任と文書担当を集めまして、毎年度研修等を行っているところでございます。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 陳情事項の2のほうに、これはちょっと執行部に伺いたいと思うんですけれども、公文書管理条例制定までの間という、私はこの公文書管理条例は必要だと思っている立場なんですけど、市長に対して、この公文書管理条例制定までの間、要は規程とか規則に、規程を規則に改変しと書い

てあるんですけども、市のほうでは、この白井市公文書管理条例、これを今後つくる予定はあるのかなのか。今の市長は非公開で何となく考え方は私は伺っているんですが、非公開、非公式の場ですけども、行政、執行部のほうではこの公文書管理条例については、制定する考えはあるのかどうか、これをまず伺っておきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。先ほど来、この場でいろいろ御議論いただいているように、文書管理の重要性につきましては、市といたしましても、十分認識をしているところでございます。

さきに国において、公文書管理法が制定をされて、その中に努力義務がございますとおり、地方公共団体にもその制定についての努力義務が課されている状況でありますので、という状況と、あとは全国的に見ましても、まだこの公文書管理条例の制定をしている地方公共団体の数があまり今多くございません関係で、その辺をいろいろ他市の状況なども確認しながら、この公文書管理条例をどのように制定していけばいいかというのを今現在、様々な部分で検討しているところでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 ほかの自治体が少ないから、私は早くやってほしいと。むしろみんながやり終わって最後にやるという、おもしろいという、こういうことは適切じゃないですけど、だからこそ早くやってほしいと思うんですけども、ただ今執行部のほうでは、徐々にといいますか、必要性は感じていると、いずれは制定すると考えているんだなと理解しましたけども、ここに書いてある努力義務が定められている法律の趣旨にのっとった事項というのが、ここの陳情事項にあります。

執行部のほうでは、この法律の趣旨というのはどういった内容かというのはどのように考えているんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。公文書等の管理に関する法律の趣旨につきましては、通常、法律は第1条に目的の規定を置いてございます。公文書管理法にも、同じく目的が記載されております。ここで先ほども参考人のほうからお話がありました、ここに掲げてあります目的が、この法律の趣旨ということで認識をしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その具体的な内容、具体的なここには、その趣旨にのっとった事項をきちんと盛り込むよと書いてあるんですけども、陳情事項2のほうにですね。その法律の趣旨にのっとった事項、この具体的な内容というのはどういうものなのか。幾つでもいいですから、執行部が捉えているその具体的な内容とはどういうものかちょっと説明してもらいたいと思うんですけども。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。適正な答えかどうかちょっと分かりませんが、例えば情報公開法という法律がございます。情報公開法については、国の法律で、国の行政機関の情報公開に関する定めをしている法律ですが、それを地方公共団体がなぞらえて、法律の内容をなぞらえて、条例化して制定しているという事例もあります。白井市の場合は多少違いますけれども。そういったこともありますので、今回制定されている公文書管理法をそのままなぞらえて、内容はほとんど同じような状況で制定している条例もございますので、いわゆるこの趣旨の中の公文書管理法の趣旨に当たる具体的な項目をどの部分を捉えて、条例のほうに位置づけをしていくかというのは、今現状すぐにこの場でお答えする情報を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩したいと思います。暫時ですので少しだけ。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○伊藤 仁委員長 休憩に引き続き、会議を再開いたします。

まず最初に、反対討論の方でございますでしょうか。

賛成討論の方いらっしゃいますでしょうか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 賛成の立場から討論をさせていただきます。と申しましても、あまり多く語ることもないと思います。何しろこの陳情文書表の一言一句、そして、ただいまこの委員会でなされたやり取りです。執行部等を交えてのやり取り。全てにおいてもう非の打ちどころがないというか、陳情者のおっしゃることが非の打ちどころがないといえますか、例えば音声データの扱いですね、そういったことの見識一つを取っても、明らかにこの陳情者のおっしゃることが理があると。そして、やはりこれに尽きると思うんですよ、この陳情事項、この法の目的、目的の条項ですね。「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」これを国民を住民、国を地方自治体と置き換えれば、そのまま、言葉でそのままなんです。

今回の訴えに関しましては、一言一句、非の打ちどころがなく、趣旨採択でもなく、完全な賛成として、完全に賛成したいと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 反対討論の方、いらっしゃいますか。

賛成討論の方、いらっしゃいますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、一部採択の提案ということを含めて討論をしたいと思います。

陳情要旨があつて、それから陳情事項1と2があるんですけども、ただいま陳情参考人と執行部の説明を聞きながら、この陳情要旨に書いてあるこの会議録を改ざん、隠蔽するなどのいうところまでは、私はちょっと認められないという見解でありますし、この一部採択は陳情2のほうを採択したいということです。陳情1については、直ちに、要は1年以内に履行するように、市長あるいは関係機関に強く要請をしてほしいと。このように陳情事項にはあるんですけども、私はそこまでのことは考えておりません。これを全面的に賛成はできない。

陳情2に対しては、公文書管理条例を私は必要と思っています。これはもうつくるべきだと思っていますし、どこよりも早くつくるべきだと思っていますけれども、それができるまでの間は、今すぐになかなかこれもいろんな作業がありますから、現在の規程、この文書管理規程を文書管理規則、これは市長が議会の承認をすることなく、市長がこれは規則をつくることができるわけですから、これをおおむね2年以内と書いてありますけれども、2年なんて言わないで、これはすぐでも市長が判断すればできることですから、この規程を規則に改めて、そして、この法律の趣旨にのっとった事項、先ほども参考人あるいは執行部のほうから具体的な内容、これは後ほど執行部のほうで検討してもらえばいいと思うんです。この法律の趣旨にのっとった内容、これを盛り込んだ規則を私はこれはできるだけ早く速やかに改変してもらって、そしてそれを基に今後は条例をつくるべきと思っていますので、この陳情事項2を採択してもらいたいという意味で、一部採択を提案して討論に代えたいと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

初めに岩田委員から提案のあった陳情事項1は不採択。陳情事項2は採択とする、一部採択案について採決いたします。よろしいでしょうか。

陳情事項1が不採択、陳情事項2が採択ということで、採決をしたいと思います。

それでは、陳情第4号について、一部採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立少数です。

一部採択とすることは否決されました。

次に、原案について採決いたします。

陳情第4号は採択とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立少数です。

したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで休憩をいたします。

再開は午後1時30分から行います。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時30分

○石井治夫議会事務局長 それでは、会議に先立ちまして笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託されました12議案をそれぞれの常任委員会において審議をいただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第1号、議案第2号及び議案第9号のうち、総務企画常任委員会が所掌する科目の3議案について審議をお願いするものでございます。

委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、引き続き委員長に会議をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様に申し上げます。マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。なお、休憩中に議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。

(2) 議案第1号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第1号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、

資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 これ長期優良住宅、これは業者が申請すると思うんですけども、この審査というのはどこがするんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 認定の審査自体は、所管行政庁である白井市で行います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 今回のこの議案ですけれども、要は条例の何と言うかな、条というか、それは変更しないで、別表だけを変えて手数料を変えると、こういうことだと思うんです。一応確認ですけども、これは審査する項目が増えたり減ったり、そのかかる時間が変わるので、手数料をこのように変えるということによろしいんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 そのとおりでございます。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今回の条例改正の意味は分かるんですけども、手続上の段取りとして、確認書または性能評価を一本化するようなことで、手続の何か変更があると思います。今までとどういうふうに違ってくるのかを説明いただきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 御説明します。今までの申請については、性能評価書を添付したもの、長期優良としての適合証を添付したものと何も添付せずに申請したものというのの3本立てでございました。

それが長期優良の適合証と住宅性能評価の評価書が一本化されたので、適合証を添付するものか、何も添付しないものかその二通りになりました。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 確認ですけど、添付するのに余計な手間が要らなくなった、やりやすくなったという考えでよろしいですか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 やりやすくなったということで、審査する側もされる側というか、提出される側も、手続きが簡素化されたというふうに認識しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 今回の点、最後ですけど、これは市の中の要件が変わったということか、全国的に変わったということなのか、そこだけ最後お願いします。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 法令の改正によるものですので全国的に変わっておりまして、千葉県において全域で手数料の足並みをそろえるために、県の手数料に倣って市の手数料も変更するものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 今回の質疑でほとんど全部、皆さん分かったのかと思うんですけども、1点だけ、この長期優良住宅の手続をすると、税の優遇控除はあるのかな、優遇措置ですか、それは期間としてはどれぐらいになりますか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 固定資産税の税優遇は5年になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。それでは白井市内でこの長期優良住宅の、今まで審査等で実績があるかと思いますが、喫緊の二、三年のその実績って分かりますか。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。令和2年度の白井市で認定したものは20件、平成31年度は28件、平成30年度は18件になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第2号 白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第2号 白井市まちづくり寄附金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容につきましては、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 では一つだけ。今回新旧対照表を見て、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として実施する事業という項目が入りました。これを加えることによって、期待されるものはどんなことですか。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 お答えします。企業からの寄附を受けることによって、新たな財源確保が、市にとっては有利な面として見込まれます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 企業からの寄附が期待できるということでした。

では、この企業に対して、今後、この項目を入れただけでは、なかなか寄附は集まらないんじゃないかと思いますが、これを積極的に活用していくようなことがあるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 池内企画政策課長。

○池内一成企画政策課長 お答えいたします。活用ということで積極的にPRということだと思っておりますけれども、市のホームページのほうで掲載するとともに、また、国の地方創生に係るポータルサイトにも出ておりますので、その辺は市内外に発信して、ホームページのほうで発信していきたいと考えております。

また、募集方法等につきましては、他市の状況等を参考にしながら、今後、調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

○池内一成企画政策課長 すいません、先ほどの事業の関係、御質問の関係なんですけれども、こちらの今回の一部改正によりまして、基金のほうにまちづくり寄附金、当該年度に寄附いただいたものを活用する場合は、今回の条例改正は必要ないんですけれども、その寄附の時期ですとかその事業、

どのような事業に充てるかによっては、翌年度に繰り越さなければならないものも出てくると思いますので、翌年度以降の事業に充てるのが可能となります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算(第7号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。ページ順に追って進んでいきますので、よろしくお願いたします。

それでは、10ページ、2款1項1目、一般管理費について、質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、続きまして、2款1項2目、広報広聴費についてお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、2款1項5目、財産管理費についてお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして17ページ、18ページの8款、消防費についてありませんか。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今回のは防災無線維持管理に関する経費、修繕料ということだったので、この修繕の内容についてももう少し詳しい解説をお願いできたらなと思います。

○伊藤 仁委員長 山本危機管理課長。

○山本敏行危機管理課長 お答えします。こちらの修繕費については、防災行政無線を維持管理していく中で、突発的に故障が発生したときに対応するための予算となっております。

今年度については、落雷の影響で1件、防災行政無線の子局のほうの修繕を既に実施しております。こちらのほうに10万円以上かかったというところで、現在のところを予算の残額がゼロ円ということになっているので、今後の突発修繕に対応するための予算として窓口的に10万円を計上させていただいているものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかにございませんか。

それでは、歳出のほうについては、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 次に、歳入について質疑を行います。

8ページ、9ページ。8ページの15款2項1目、総務費国庫補助金についてございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、9ページ、18款、寄附金について、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 19款、繰入金について。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 20款、繰越金について。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 22款、市債について。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、歳入については、質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして4ページ、債務負担行為補正について、質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 これ、賃貸借事業5年間、6年といっても実質5年間延長するわけですけども、これ、パソコン何台分なんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。こちらパソコン130台分を見込んでおります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それはこの市役所庁舎内のパソコンで、市職員それぞれが持っているパソコンなんですか、どこに使っているパソコンなんですか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。市役所職員が業務で使っておりますパソコンの更新になります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 130台分で、これ、5,800万円余り、これ5年間ですよ、5年間ですよ。そうすると1年間で1,165万円ぐらいかな。これ130台分というと1台当たり七、八万、8万円ぐらい。これ、実際には1台当たり年間幾らで借りているという計算になるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今ほど申し上げましたパソコン130台のほかにも、それに伴いますプリンターですとか、あるいは一部ソフトのリース等も予定しておりますので、この債務負担行為額が全てパソコン購入費というわけではございません。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 パソコン等、等がついていましたね、失礼しました。そうしますと今やっている何と言うかな、借りている使用料と、それから今後、この後延長される金額というのは、差額はあるのでしょうか。同じぐらい同じ条件で借りるのか、あるいは何か変更点とかあるのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 高山総務課長。

○高山博亘総務課長 お答えいたします。今ある職員が使っているパソコンを随時、全部ではなく少しずつ更新しておりますので、今ほかの職員が使っているものとほぼ同等品ということをご想定しております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして5ページ、地方債補正。小学校施設改修工事、中学校施設改修工事について質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はないということで、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項については、閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって総務企画常任委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉会 午後 1時51分